

軽自動車税（種別割）の課税対象となる小型特殊自動車

区 分	農耕作業用自動車	農耕作業用以外
構造（※1）	トラクター、田植機、農業用薬剤散布車、コンバイン、農耕作業用トレーラ 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの）	フォークリフト、ロータリー除雪自動車、スクレーパ、ショベルローダー、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ダンパなど 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車など
速度（※2）	35 km/h未満	15 km/h以下
自動車の 大 き さ （※3）	長さ	制限なし
	幅	制限なし
	高さ	制限なし
		4. 7m以下 1. 7m以下 2. 8m以下

※ 1 乗用装置があるもの（農耕作業用トレーラを除く）

※ 2 農耕作業用トレーラは、けん引するトラクターの最高速度で車種区分が決まります

※ 3 自動車の大きさまたは最高速度が上記の範囲外であれば、大型特殊自動車に該当となります

よくあるご質問（一例）

問：道路は走行せず、敷地内や田畑でしか使いませんが、申告手続きが必要ですか。

答：公道の走行にかかわらず申告手続きが必要です。

問：現在使用していない車輛ですが、申告手続きが必要になるのですか。

答：使用の有無を問わず、車体を持っているだけで課税の対象となりますので申告手続きが必要となります。

問：標識（ナンバープレート）はどこにつければよいですか。

答：車輛後方の見やすい場所に取り付けてください。但し、取り付けられない場合は大切に保管してください。

問：標識をつけたまま解体業者に渡した場合はどうすればよいですか。

答：標識がないとすぐに廃車のお手続きができません。申立をすることで課税を保留することができる場合がありますのでご相談ください。

問：譲渡しましたが、どのような手続きが必要ですか。

答：譲渡をした際に新しい所有者、使用者の名義に変更する手続きが必要です。手続きをしないと、元の所有者に課税されます。